社会福祉法人　善隣福祉会

特別養護老人ホーム　愛誠園

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（沖縄県指定 第 4770500041 号）

当施設は入居者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 1
２．ご利用施設 2
３．居室の概要 1
４．職員の配置状況 2
５．当施設が提供するサービスと利用料金 2
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） 10
７．残置物引取人 13
８．苦情の受付について 12
９．事故発生時の対応 14
重要事項説明書付属文書 15

１．施設経営法人

（１）法　人　名　　社会福祉法人　善隣福祉会
（２）法人所在地　　沖縄県宜野湾市伊佐３丁目 26 番地８号
（３）電 話 番 号　　０９８－８９７－８２３１
（４）代表者氏名　　理事長 我如古正昭
（５）設 立 年 月　　昭和５５年４月１日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　ユニット型特別養護老人ホーム・指定沖縄県 4770500041 号
（２）施設の目的　　地域に根ざした施設を目指し、住みよい生活環境づくりに努め、多様化するニーズに応えられるようサービスメニューの充実を図り専門性のある施設づくりを心掛ける。
（３）施設の名称　　**特別養護老人ホーム**　愛誠園
（４）施設の所在地　　沖縄県宜野湾市伊佐３丁目 26 番地８号
（５）電話番号　　０９８－８９７－８２３１
（６）管理者　　**施設長**　　我如古　雅志
（７）当施設の運営方針　　**当施設では、施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の援助、機能訓練、健康管理及び療護上の世話を行う。**
（８）開設年月日　　平成３０年５月１６日
（９）入所定員　　１１０人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室　数	備　　考
居　室　（個　室）	１１０室	１ユニット１０名　全１１ユニット　洗面設備
居　室　（個　室）	１０室	ショートステイ専用ユニット１０名（１ユニット）
食堂（共同生活室）	１２室	１ユニット１室
浴　室	６室	２ユニット１室　特殊浴槽
医務室	１室	
居 室 合 計	１２０室	全１２０名　全１２ユニット

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

居室の変更：　入居者、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

居室の使用：　入居者が入院された際、短期生活介護（ショートステイ）利用者状況に応じ、入居者の居室を利用する場合もあります。

４．職員の配置状況

当施設では、入所者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	区分				指定基準
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1	0	0	0	1
生活相談員	2	2	0	0	0	2
介護職員	60	60	0	0	0	60
看護職員	5	4	1	0	0	5
機能訓練員	1	0	1	0	0	1
介護支援専門員	2	2	0	0	0	2
医師	1	0	0	1	0	1
管理栄養士	1	1	0	0	0	1
栄養士	1	1	0	0	0	1

※（ただし、ショートステイも含む）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．医師	毎週１回、　14：00～16：00
２．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤：07：30～16：30　　12名 遅勤：10：00～19：00　　12名 夜勤：18：00～08：00　　6名
３．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤：08：00～17：00　　1名 遅勤：09：00～18：00　　1名

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスは、下記の通りです。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（利用料が介護保険から給付される場合）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

<施設サービスの概要>

①　食事・おやつ

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・当施設では、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、できる限り自立して食事を摂ることができるよう支援します。

（基本食事時間）

朝食：7：00～8：00　昼食：12：00～13：00　おやつ 15：00　夕食：18：00～19：00

②　　入浴

・当施設では、入居者の身体の清潔を維持し、快適な生活を送るための入浴を行ないます。（特殊浴槽設備あり）

・やむを得なく入浴のできない場合は身体清拭を行います。

③排　泄

・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（１日あたり）>

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費と食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、利用者負担段階に応じて異なります。）

利用者の方からいただく利用者負担金は別表のとおりです。この金額は（１）介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、（２）介護保険の給付の対象とならないサービス（個人サービス費）の２種類に分かれます。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

1号 被保険者	本人の合計所得金額 220 万円以上	【単身者】年金収入＋その他の合計金額が 340 万以上 【2 人以上の世帯】65 歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が 463 万円以上	3割
	本人の合計所得金額 160 万円以上	【単身者】年金収入+その他の合計金額が 280 万円以上 340 万円未満 【2 人以上の世帯】65 歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が 346 万以上 463 万未満	2割
	本人の合計所得金額 160 万円未満	【単身者】年金収入＋その他の合計金額が 160 万円以上 280 万未満 【2 人以上の世帯】65 歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が 346 万未満	1割

ご契約者の要介護度	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
1. サービス利用単価	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
2. 日常生活継続加算	一日につき　46 単位				
3. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	一日につき　18 単位				
4. 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	一日につき　（Ⅰ）4 単位　（Ⅱ）8 単位				
5. 療養食加算	一日につき　18 単位				
6　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	一ヶ月につき　10 単位				
自己負担額合計〔(1＋2＋3＋4＋5+6）×介護職員処遇改善加算(17.6%)〕	各該当欄を確認し利用者負担額の合計を提示する。（１割・２割・３割）				

（1 単位：10 円）

● 給付率が 95/100・97/100・100/100 の者（実質的負担軽減者）

⇒現行と同じく措置時代の費用徴収額を上回らないようにする。

○利用者負担段階により、実質的負担軽減者の特定負担限度額を設定。

○交付する認定証は「介護保険特定負担限度額認定証」（食費・居住費）、「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」（利用者負担割合）の２種類。

● 給付率が 90/100 の者（実質的負担軽減者以外の者）のうち世帯非課税者

⇒一般の特定入所者介護サービス費と同様の算定方法による。

○一般の特定入所者介護サービス費と同様に利用者負担段階により利用者負担区分を設定。

○交付する認定証は「介護保険特定負担限度額認定証」（食費・居住費）の１種類。

（算定方法は一般と同様になるが、交付する認定証はあくまでも旧措置者用の認定証。）

● 給付率が 90/100 の者（実質的負担軽減者以外の者）のうち世帯

⇒世帯課税者については減額の対象とはならない。

本人もしくは世帯員に市町村民税課税者がいる場合は、一般の認定者同様減額の対象とはならない。ただし、入所している施設が市町村に当該者の施設サービス利用に係る介護報酬の請求を行う場合は、旧措置者の単位数での請求となる。

① 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

② 入居者が、6 日間（月をまたがる場合は、最大１２日分）の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。

外泊加算 入院又は居宅における外泊の際（１月に６日を限度）月をまたいで連続した場合は最長１２日間	１日につき/ 246 単位
初期加算 入所した日から起算して３０日以内の期間。入院が３０日を超え再び入所した場合も同様	１日につき/ 30 単位

③ 看取り介護加算として、死亡日以前 31～45 日を上限として 1 日つき 72 単位、死亡日以前 4～30 日を上限として１日につき 144 単位、死亡日の前日、前々日は 1 日につき 680 単位、死亡日には 1,280 単位を死亡月に所定単位数を加算する。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食費（食材料費及び調理費）

入所者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常（第４段階）
食　費	第１段階	第２段階	第３-１段階	第３-２段階	
	１日 300 円	１日 390 円	１日 680 円	１日 1,420 円	１日 1，545 円

※個人の希望により特別に用意する食事及び外食などにかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 居住費（光熱水費）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室入所者の方には高熱水費相当額を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（１日当たり）のご負担となります。

	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常（第４段階）
居住費	第１段階	第２段階	第３段階	第３-２段階	
	１日 880 円	１日 880 円	１日 1,370 円	１日 1,470 円	１日 2,066 円

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者や入所者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 重品の管理

ご契約者や入所者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、

以下の通りです。

○管理する金銭の形態・・・施設の指定する金融機関（琉球銀行）の貯金通帳

○お預かりするもの・・・・上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、介護保険証、医療保険証、介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証、その他

○保　管　管　理　者・・・施設長

○出　納　方　法・・・・・手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

③　レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金:当日に掛かる料金(入園料･材料費等)に関しては、ご本人のご負担になります。

＜例＞主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1 月	初詣（市内の神宮へのお宮参り）	
2 月	桜見学・みかん狩り	
3 月	3 日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
10 月	夕涼み	
11 月	運動会	
12 月	クリスマス会	

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活雑貨品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤契約書第 20 条に定める所定の料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、退所日、要介護度、利用者負担段階により本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金保険料相当の額及び食費、居住費をいただきます。

（3）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者やご契約者の希望により、下記協力医療機関において

診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人　緑水会 宜野湾記念病院	医療法人　球陽会 海邦病院	
所在地	宜野湾市宜野湾 ３丁目３番１３号	宜野湾市真志喜２丁目２３番５号	
診療科	内科（一般・循環器・消化器）・外科（外傷・消化器）整形外科・リハビリテーション科	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・整形外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・放射線科・リハビリテーション科・リウマチ科・人口透析内科	

②協力歯科医療機関（訪問歯科）

医療機関の名称	医療法人　秋桜会 ファーストデンタルクリニックさくら
所在地	浦添市宮城 3-3-1（まるせいマンション）

※医療費について

・当施設の嘱託医師及び医療機関による診察及び処置に係る費用のご負担は、ご契約者の負担となります。

・当施設では、毎年インフルエンザの予防接種を受けていただきます。その費用は、ご契約者に実費負担していただきます。

（４）利用料金のお支払い方法

①施設の利用料金

前記（１）、（２）の料金・費用は、毎月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・金融機関口座からの自動引き落としとします。
ご利用できる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、沖縄信用金庫
コザ信用金庫、労働金庫各農協、郵便局

②前記（３）医療費等の費用は、都度、契約者及び扶養義務者がそれぞれの機関へお支払いいただくか、施設利用料金とまとめて口座振替となります。

・６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。

① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援・要介護１・２・と判定された場合（詳細は以下をご参照下さい。）

② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ 入居者やご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

※要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援、要介護１・２と判定された場合

介護保険法の改正に伴い、平成２７年４月１日以降に特別養護老人ホームに入所される方は、原則、要介護３以上の方に限定されます。

ただし介護認定更新時に、要介護１・２の方でも、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合（下記の「特例入所の要件」に該当する場合）には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会における検討を経て、特例的に施設への入所を認めることとされます。

要介護１または２の方の特例入所の要件は次のとおりです。

次のいずれかに該当し、在宅生活が困難な状態である場合

1. 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

2. 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎

通の困難さ等が頻繁に見られること。

3. 家族等による虐待があるもしくは虐待の可能性があり、在宅サービス等を利用しても生活環境の改善の見込みが立たないこと。

4. 単身世帯であるもしくは同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないこと。

（1）ご契約者からの退所の申し出の場合

契約の有効期間であっても、入居者やご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 入所者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の入居者及び利用者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① 入居者やご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、これが支払われない場合
③入居者やご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者や利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生

じさせた場合
③　入居者が連続し 90 日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合＊

※入所者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、６日間以内の短期入院の場合

６日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
１日あたり　２４６円

②７日間以上９０日以内の入院の場合

９０日以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

③９０日以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

④入院時の医療機関への入所者の病状、身体状況に関する情報提供について

入所者が入院を要する状況になった場合、協力病院への入院が必要となります。
その際、円滑な治療が行われるように医療機関に利用者の情報の提供を行います。

（３）円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者やご契約者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者やご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７．残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入所者及びご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入居者かご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、来所、又は文書、電話等により以下の苦情受付担当により受け付け致します。又、御意見受付票及び御意見箱を事務所窓口に設置しています。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　［介護支援専門員］氏名　渡嘉敷　修

［生活相談員］氏名　金城　康成

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日

09：00～17：00（13：00～14：00　休み）

○受付後の対応処理を守秘義務により行う。

（２）苦情処理体制・手順

苦情処理台帳に記載→苦情処理方法の記載・管理者決裁→関係者との連携→改善について利用者へ確認→苦情処理の成果等台帳記載→職員への周知

（３）行政機関その他苦情受付機関

宜野湾市役所介護保険担当課	住所　宜野湾市野嵩１丁目１番１号 電話　098-893-4411（代表） 受付時間　９時～１７時
沖縄県健康保険団体連合会	住所　那覇市西３丁目１４番１８号 電話　098-860-2026 受付時間　９時～１７時
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	住所　那覇市首里石嶺町４丁目 373 番１号 電話　098-860-2866 受付時間　９時～１７時

9. 事故発生時の対応

1　当施設は、入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご契約者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2　当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行う。

3　当施設は、入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム　愛誠園

説明者職名：　　養護課　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

契約者住所

.....

氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上７階　塔屋１階

（２）建物の延べ床面積　7，121.99 ㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[訪問介護事業]　　平成 12 年 2 月 15 日指定　沖縄県 4770500041 号
[通所介護事業]　　平成 12 年 3 月 22 日指定　沖縄県 4770500041 号
[短期入所生活介護事業]　平成 12 年 3 月　6 日指定　沖縄県 4770500041 号
[居宅介護支援事業]　　平成 11 年 9 月 20 日指定　沖縄県 4770500041 号

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
２名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

生活相談員…入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
２名の生活相談員を配置しています。

看護職員…　主に入所者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
５名の看護職員を配置しています。

管理栄養士・栄養士…主に入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。
２名の管理栄養士、１名の栄養士を配置しています。

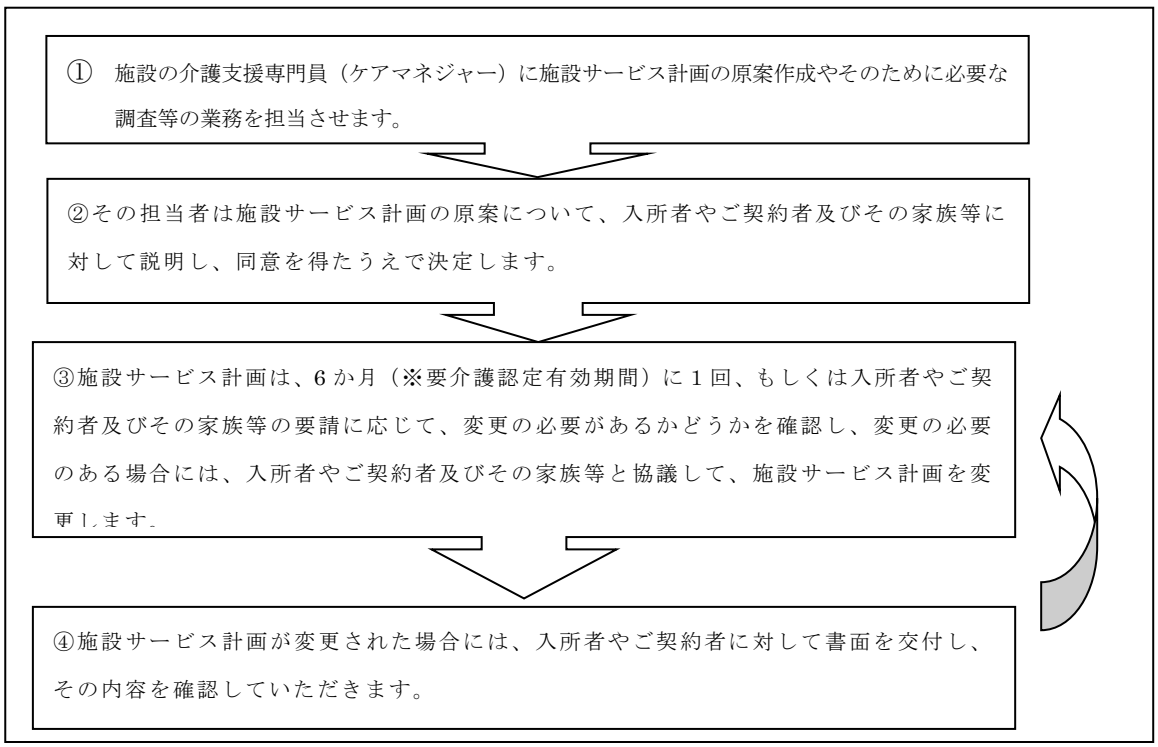
介護支援専門員…入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
２名の介護支援専門員を配置しています。

医　師…　　入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
１名の非常勤医師を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



４．サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①入所者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者やご契約者及びその家族等から聴取、確認します。

③入所者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。

④入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、入所者やご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、入所者又は他の入所者及び利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者やご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。

また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者及び利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット､危険物等

（２）面　会

面会時間　　８:３０～２０:００

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

（３）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。尚、事務所窓口に外出・外泊届けの用紙を準備しておりますので記入の上、提出願います。

（４）食事

食事が不要な場合は､前日までにお申し出下さい｡前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 ５（１）に定める「食事に係る自己負担額」は免除されます。

（５）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に､又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず､施設､設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者やご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○　当施設の職員や他の入所者及び利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

６．損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。